

## 学校法人活水学院 事業主行動計画

職員が仕事と家庭を両立させ、働きやすい環境を整備することによって、十分に職員が能力を発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1. 行動期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日（3年間）
2. 課題 (1) 超過勤務が多い部署がある（部署により偏りがある）。  
(2) 本学は女性職員が多い職場なので、超過勤務の多い女性職員がいる。
3. 目標 (1) 平成30年度までに年間150時間以上超過勤務を行う職員の割合を平成26年度の実績（20%）より5%引下げ、15%以下にする。  
(2) 年次有給休暇を含むリフレッシュ休暇等を取得しやすくする。  
(3) 子育て中の女性職員が就業を継続し活躍できる職場環境をより整える。  
(4) 産前産後休暇、育児休業制度および雇用保険法に基づく給付制度の周知を更に図る。
4. 取組内容および実施時期
  - <取組1> 事務室内の業務状況の情報を共有し、業務分担などの見直し等を実施する。また、院長や事務局長からの超過勤務是正に関するメッセージを発信し、NO残業デーの呼びかけを実施する。  
平成28年8月～ 部署毎に業務分担の見直し。  
平成29年4月～ 平成28年度の超過勤務時間数を検証。
  - <取組2> 管理職へ周知することで意識を高め、計画的な休暇の取得に向けて取組みを実施する。  
平成28年8月～ 管理職会議で取り上げ、職員への周知を実施する。
  - <取組3> 産休予定の職員へ育児休業等規程を含めた情報提供および育児休業を取得しやすくするための代替要員の確保を実施する。  
平成28年5月～ 育児休業規程や給付金について掲示などで周知を図る。  
平成28年10月～ 育児休業を取得したことのある職員へヒアリングを行い、検証する。